

電子帳簿保存法対策 できていますか？

電子帳簿等保存

スキャナ保存

電子取引

電子帳簿保存法とは

国税関係帳簿書類等の対象書類を電子データ化して保存することを認めた法律のことです。対応の為に、社内のシステムや業務フローなど様々な対策が必要になりますが、対策することでペーパーレス化やデジタル化の促進、内部統制の強化が期待できます。

電子帳簿保存法対策で得られるメリット

- インク・用紙代などのコスト削減
- 各種書類の管理コスト削減
- 郵送手続きに関するコストの削減
- 過去書類の検索しやすくなる
- 書類到着の時間削減
- あらゆる面での作業効率アップ

電子帳簿保存法の三つの区分

電子帳簿等保存

パソコンなど電子で作成した帳簿や書類を、電子データとして保存する方法です。社内で使用するシステムの仕様書や事務処理マニュアルなどの要件を満たすことが必要です。

スキャナ保存

紙媒体で作成した書類や取引先などからの紙書類をスキャナやカメラなどによる画像データとして保存する方法です。タイムスタンプ機能や検索機能など、一定の要件を満たすシステムを用意する必要があります。

電子取引

電子で作成した書類や受領した取引情報を電子データのまま保存する方法です。タイムスタンプ機能や検索機能などの要件を満たす必要があります。

電子帳簿保存法の対象となる書類・対応可能なシステムは裏面をご確認ください ▶



電子帳簿保存法の対象となる書類

国税関係帳簿	国税関係書類		電子取引	
<ul style="list-style-type: none"> 仕訳帳 総勘定元帳 売掛帳 買掛帳 固定資産台帳 現金出納帳 売上・仕入帳 など 	決算関係書類	取引関係書類		電子メール、EDI、クラウドサービス等による授受
	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 損益計算書 試算表 棚卸表 など 	自社で発行の写し	相手方より受領	
			<ul style="list-style-type: none"> 契約書控え 請求書控え 納品書控え 見積書控え 注文書控え 領収書控え など 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書 請求書 納品書 見積書 注文書 領収書 など



電子帳簿等保存	スキャナ保存	電子取引
電子的に作成した帳簿書・書類を電子のまま保存	紙で受領・作成した書類をスキャンし、画像データとして保存	電子的に授受した取引情報を電子のまま保存

お手軽対応（データ保存のみ）



取引先から電子的に受領
請求書・契約書などの電子取引データをメールやWEBサイトから電子的に受領



検索可能データに変更
アプリを使用して検索可能な規則性を持たせたファイル名に変更します。



共有の保存先にデータを保存
複数人利用できるように共有の保存先に電子データを保存します。

※他のソフト連携はできませんので、情報共有したい場合は、データの再入力が必要になります。

業務効率徹底対応



取引データを電子または紙で受領
請求書・契約書などの電子取引データをメールやWEBサイトから電子的に受領または紙データで受領



**電子またはスキャン保存
他のソフトと情報を連携する**
アプリなどを使用してスキャンデータ等を検索可能なファイルで保存、自動的に他のソフト情報を連携、再入力などの作業はありません。



共有の保存先にデータを保存
複数人利用できるように共有の保存先に電子データを保存します。

補助金を利用できる可能性がありますので、詳しくはお問い合わせください。